第五節　基幹放送に用いる電気通信設備

第三款　設備等の報告等

（報告を要する重大な事故）

第百二十五条　［略］

2　［略］

一　中継地上基幹放送局の無線設備（当該中継地上基幹放送局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に係る特定地上基幹放送局等設備等に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

［二　略］

［3～6　略］

第五章　一般放送

第一節　登録等

第一款　登録一般放送事業者

［削る］

（業務の開始等の届出）

第百三十七条　［略］

（軽微な変更）

第百三十八条　［略］

（変更登録）

第百三十九条　［略］

第二款　届出一般放送事業者

（届出書）

第百四十条　［略］

（法第百三十三条第一項の有線電気通信設備の規模）

第百四十一条　［略］

第七章　認定放送持株会社

（子会社である基幹放送事業者に準ずるもの）

第百八十三条　［略］

［一　略］

二　子会社等（子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第百八十五条において同じ。）である一般放送事業者

［三・四　略］

（適切な経営管理を行うために必要な資産）

第百八十四条　［略］

（総資産の額の合計方法）

第百八十五条　［略］

第五節　［同上］

第三款　［同上］

（報告を要する重大な事故）

第百二十五条　［同上］

2　［同上］

一　中継地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下この条において同じ。）の無線設備（当該中継地上基幹放送局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に係る特定地上基幹放送局等設備等に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

［二　同上］

［3～6　同上］

第五章　［同上］

第一節　［同上］

第一款　［同上］

（不適法な申請書等）

第百三十七条　法第百二十六条第一項の登録及び法第百三十条第一項の変更登録の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

（業務の開始等の届出）

第百三十八条　［同上］

（軽微な変更）

第百三十九条　［同上］

（変更登録）

第百四十条　［同上］

第二款　［同上］

（届出書）

第百四十一条　［同上］

（法第百三十三条第一項の有線電気通信設備の規模）

第百四十一条の二　［同上］

第七章　［同上］

（子会社である基幹放送事業者に準ずるもの）

第百八十三条　［同上］

［一　同上］

二　子会社等（子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第百八十四条において同じ。）である一般放送事業者

［三・四　同上］

（適切な経営管理を行うために必要な資産）

第百八十三条の二　［同上］

（総資産の額の合計方法）

第百八十四条　［同上］